

京都大学博士課程教育リーディングプログラム運営会議要項

(平成24年9月11日総長裁定)

第1 京都大学における博士課程教育リーディングプログラム（以下「プログラム」という。）の運営に関する重要事項及びプログラムの在り方について審議するため、部局長会議の下に、京都大学博士課程教育リーディングプログラム運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

第2 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長
- (2) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (3) 研究科長
- (4) 博士課程教育リーディングプログラムプログラムコーディネーター
- (5) 学務部長
- (6) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第6号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第6号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3 運営会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は総長をもって充て、副議長は担当理事をもって充てる。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4 運営会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

2 運営会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、運営会議の指定する重要事項については、出席委員の4分の3以上の多数で決する。

第5 運営会議に、プログラムの実施に関し必要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、担当理事が定める。

第6 運営会議は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

第7 運営会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営会議が定める。

第8 運営会議に関する事務は、学務部教務企画課において処理する。

第9 この要項に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、運営会議が定める。

附 則

1 この要項は、平成24年9月11日から実施する。

2 この要項の実施後最初に委嘱する第2第1項第6号の委員の任期は、第2第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。